

新

府子本第 370 号  
雇児発 0427 第 2 号  
平成 29 年 4 月 27 日  
府子本第 1067 号  
子発 1116 第 1 号  
最終改正 令和 3 年 11 月 16 日

公益財団法人児童育成協会  
理事長 藤田 興彦 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

企業主導型保育事業等の実施について

標記事業の実施については、別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」により行うこととし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

旧

府子本第 370 号  
雇児発 0427 第 2 号  
平成 29 年 4 月 27 日  
府子本第 757 号  
子発 0708 第 1 号  
最終改正 令和 3 年 7 月 8 日

公益財団法人児童育成協会  
理事長 藤田 興彦 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

企業主導型保育事業等の実施について

標記事業の実施については、別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」により行うこととし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

別添

## 企業主導型保育事業費補助金実施要綱

### 第1 事業の目的

この補助金は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

### 第2 事業の内容

#### 1. 企業主導型保育事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3第4号に定める入所定員をいう。以下単に「利用定員」という。）が6人以上のものに限る。）のうち、同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、「第3」に基づき行う保育事業

#### 2. 企業主導型保育助成事業

実施機関（事業の実施主体として内閣府から決定を受けた機関をいう。以下同じ。）が行う以下の事業

##### (1) 企業主導型保育事業（運営費）

企業主導型保育事業の実施者（以下「事業実施者」という。）に対し、当該事業に要する経費を助成する事業

##### (2) 企業主導型保育事業（整備費）

事業実施者に対し、企業主導型保育事業を行う施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の整備に要する費用を助成する事業

##### (3) 企業主導型保育事業（施設利用給付費）

事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の(3)に規定する児童に係る利用者負担額（第3の4の(4)①に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）の軽減に要する費用を助成する事業

##### (4) 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）

以下の①又は②に該当する事業をいう。

① 令和2年4月初日から6月末日までの間、事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の(3)－2①に規定する児童に係る利用者負担額の軽減に要する費用を助成する事業

② 令和2年7月初日から令和3年12月末日までの間、事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の(3)－2②に規定する児童に係る利用者負担額の軽減に要する費用を助成する事業

### 第3 企業主導型保育事業の実施方法等

#### 1. 事業の類型

##### (1) 事業の類型種別

次の①から④までのいずれかの類型により、事業を実施するものとする。

① 一般事業主（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第69条第1項に定める一般

別添

## 企業主導型保育事業費補助金実施要綱

### 第1 事業の目的

この補助金は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

### 第2 事業の内容

#### 1. 企業主導型保育事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3第4号に定める入所定員をいう。以下単に「利用定員」という。）が6人以上のものに限る。）のうち、同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、「第3」に基づき行う保育事業

#### 2. 企業主導型保育助成事業

実施機関（事業の実施主体として内閣府から決定を受けた機関をいう。以下同じ。）が行う以下の事業

##### (1) 企業主導型保育事業（運営費）

企業主導型保育事業の実施者（以下「事業実施者」という。）に対し、当該事業に要する経費を助成する事業

##### (2) 企業主導型保育事業（整備費）

事業実施者に対し、企業主導型保育事業を行う施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の整備に要する費用を助成する事業

##### (3) 企業主導型保育事業（施設利用給付費）

事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の(3)に規定する児童に係る利用者負担額（第3の4の(4)①に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）の軽減に要する費用を助成する事業

##### (4) 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）

以下の①又は②に該当する事業をいう。

③ 令和2年4月初日から6月末日までの間、事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の(3)－2①に規定する児童に係る利用者負担額の軽減に要する費用を助成する事業

④ 令和2年7月初日から令和3年9月末日までの間、事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の(3)－2②に規定する児童に係る利用者負担額の軽減に要する費用を助成する事業

### 第3 企業主導型保育事業の実施方法等

#### 1. 事業の類型

##### (1) 事業の類型種別

次の①から④までのいずれかの類型により、事業を実施するものとする。

① 一般事業主（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第69条第1項に定める一般

(中略)

- ア 一般事業主に雇用されていること。
- イ 子ども・子育て支援法第20条に定める認定（同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げるものに限る。）を受けていること。
- ウ ア及びイに準じる状態にあると実施機関が認めること。（上記に抛り難い特段の事由がある場合に限る。）

(3) 企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童

① 3歳から5歳（年度初日の前日における満年齢）

- ア 従業員枠を利用する児童  
全ての児童

- イ 地域枠を利用する児童  
(2) ②イの認定を受けている児童

② 0歳から2歳（年度初日の前日における満年齢）

- ア 従業員枠を利用する児童

従業員枠を利用する児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が保育の提供のあった月の属する年度（保育の提供のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（これに準ずる者として、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）である児童

- イ 地域枠を利用する児童  
(2) ②イの認定を受けている児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である児童

(3) - 2 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）の対象児童

以下の①又は②に該当する場合を対象とする。

- ① (2)の対象となる児童のうち、(3)の対象とならない児童であって、令和2年4月初日から6月末日までに、新型コロナウイルス感染症の感染の防止等を図るため臨時休園等や利用者に対する登園自粛の要請が行われたことなどの事由により、保育施設を欠席した児童（当該児童に対し、当該欠席の日数に応じて、4の(4)①ウに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。）
- ② (2)の対象となる児童のうち、(3)の対象とならない児童であって、令和2年7月初日から令和3年12月末日までに、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は当該感染症に感染した者の濃厚接触者となった職員や児童を確認した施設が当該感染症の感染拡大の防止を図るため臨時休園等や利用者に対する登園自粛の要請を行ったことなどの事由により、当該保育施設を欠席した児童（当該児童に対し、当該欠席の日数に応じて、4の(4)①ウに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。）

(以下略)

(中略)

- ア 一般事業主に雇用されていること。
- イ 子ども・子育て支援法第20条に定める認定（同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げるものに限る。）を受けていること。
- ウ ア及びイに準じる状態にあると実施機関が認めること。（上記に抛り難い特段の事由がある場合に限る。）

(3) 企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童

① 3歳から5歳（年度初日の前日における満年齢）

- ア 従業員枠を利用する児童  
全ての児童

- イ 地域枠を利用する児童  
(2) ②イの認定を受けている児童

② 0歳から2歳（年度初日の前日における満年齢）

- ア 従業員枠を利用する児童

従業員枠を利用する児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が保育の提供のあった月の属する年度（保育の提供のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（これに準ずる者として、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）である児童

- イ 地域枠を利用する児童  
(2) ②イの認定を受けている児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である児童

(3) - 2 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）の対象児童

以下の①又は②に該当する場合を対象とする。

- ③ (2)の対象となる児童のうち、(3)の対象とならない児童であって、令和2年4月初日から6月末日までに、新型コロナウイルス感染症の感染の防止等を図るため臨時休園等や利用者に対する登園自粛の要請が行われたことなどの事由により、保育施設を欠席した児童（当該児童に対し、当該欠席の日数に応じて、4の(4)①ウに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。）
- ④ (2)の対象となる児童のうち、(3)の対象とならない児童であって、令和2年7月初日から令和3年9月末日までに、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は当該感染症に感染した者の濃厚接触者となった職員や児童を確認した施設が当該感染症の感染拡大の防止を図るため臨時休園等や利用者に対する登園自粛の要請を行ったことなどの事由により、当該保育施設を欠席した児童（当該児童に対し、当該欠席の日数に応じて、4の(4)①ウに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。）

(以下略)